

令和5年度 津市地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

No.	頁	行	旧	新
1	47	9	<p>第2編 災害予防計画            第2章 地域防災力の育成            第2節 防災訓練の実施            1 防災訓練の実施            (1) (略)            (2) 訓練の種類            ア (略)            イ 市及び市内防災関係機関が主体（危機管理部、消防本部）            (ア)～(オ) (略)            (カ) 図上訓練  <u>組織内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう図上訓練を行います。</u>  <u>また、応急対策能力を高めるための図上訓練を実施します。</u></p> <p>ウエ (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画            第2章 地域防災力の育成            第2節 防災訓練の実施            1 防災訓練の実施            (1) (略)            (2) 訓練の種類            ア (略)            イ 市及び市内防災関係機関が主体（危機管理部、消防本部）            (ア)～(オ) (略)            (カ) 図上訓練  <u>組織内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携強化を主目的に、応急対策能力を高めるための図上訓練を実施します。</u>  <u>また、大規模災害時には、他の地方公共団体や指定行政機関等の応援を円滑に受け入れることが重要であることから、津市災害時受援計画に基づき、本市の受援力を高めるための図上訓練を実施します。</u></p> <p>ウエ (略)</p>
2	67	8	<p>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策            第1節 防災施設の限界と避難開始の時期            4 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）            (略)            (1) 避難情報発令の判断基準等            ア～ウ (略)            エ 高潮災害の避難情報発令の判断基準  <u>高潮災害については、水害及び津波災害における判断</u></p>	<p>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策            第1節 防災施設の限界と避難開始の時期            4 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）            (略)            (1) 避難情報発令の判断基準等            ア～ウ (略)            エ 高潮災害の避難情報発令の判断基準  <u>気象庁が発表する気象警報・注意報、三重県が発表す</u></p>

No.	頁	行	旧	新						
			<p><u>基準等を総合的に勘案の上、準用するものとします。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難情報の発令対象地区 河川毎の発令対象地区、土砂災害の発令対象地区については、<u>別途定めるものとします。</u></p> <p>(4)(5) (略)</p>	<p><u>る高潮氾濫発生情報により、的確な避難情報の発令を行うため、次表基準に達した時速やかに本部長に意見具申を行います。</u></p> <p><b>【避難情報発令の判断基準】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>[警戒レベル3] 高齢者等避難</th> <th>[警戒レベル4] 避難指示</th> <th>[警戒レベル5] 緊急安全確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強風注意報発表中において、津地方気象台から高潮警報に切り替わる可能性が高い旨が言及された高潮注意報が発表されたとき。</li> <li>・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風警報発表中において、高潮警報が発表されたとき。</li> <li>・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県から高潮氾濫発生情報が発表されたとき。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難情報の発令対象地区 河川毎の発令対象地区、土砂災害の発令対象地区、<u>高潮災害の発令対象地区</u>については、<u>津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルのとおりです。</u></p> <p>(4)(5) (略)</p>	[警戒レベル3] 高齢者等避難	[警戒レベル4] 避難指示	[警戒レベル5] 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強風注意報発表中において、津地方気象台から高潮警報に切り替わる可能性が高い旨が言及された高潮注意報が発表されたとき。</li> <li>・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風警報発表中において、高潮警報が発表されたとき。</li> <li>・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県から高潮氾濫発生情報が発表されたとき。</li> </ul>
[警戒レベル3] 高齢者等避難	[警戒レベル4] 避難指示	[警戒レベル5] 緊急安全確保								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・強風注意報発表中において、津地方気象台から高潮警報に切り替わる可能性が高い旨が言及された高潮注意報が発表されたとき。</li> <li>・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風警報発表中において、高潮警報が発表されたとき。</li> <li>・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県から高潮氾濫発生情報が発表されたとき。</li> </ul>								

No.	頁	行	旧	新
3	72	22	<p>第4節 自主的な避難</p> <p>2 避難開始の基準づくり（危機管理部、各総合支所）</p> <p>市は、大雨や洪水による災害の発生を事前に予測できるよう努めていますが、地域毎に状況が異なるため、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民の方がより早く正確に危険を察知することが可能な場合もあります。このことから、住民が自らの経験などから決める「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難行動要支援者と一緒に避難する取組を進めようとするものです。</p> <p>(1) 住民は、自主防災組織の取組などを通じ、避難開始の基準づくりを進めます。</p> <p>ア 過去に実際に起きた災害の体験などから住民同士で話し合っ て避難開始の基準をつくります。</p> <p>災害の体験とは、</p> <p>(ア) 過去の洪水の浸水位、雨量 (イ)～(エ) (略)</p> <p>イウ (略)</p> <p>(2)(3) (略)</p> <p>3 自主的な避難における避難所の開設（危機管理部、市民部、各総合支所）</p> <p>(略)</p> <p>・避難の際には、<u>新型コロナウイルス感染症等をはじめとする感染症対策として、マスク、アルコール消毒液、体温計等を各自できる限り持参します。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第4節 自主的な避難</p> <p>2 避難開始の基準づくり（危機管理部、各総合支所）</p> <p>市は、大雨や洪水、<u>高潮</u>による災害の発生を事前に予測できるよう努めていますが、地域毎に状況が異なるため、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民の方がより早く正確に危険を察知することが可能な場合もあります。このことから、住民が自らの経験などから決める「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難行動要支援者と一緒に避難する取組を進めようとするものです。</p> <p>(1) 住民は、自主防災組織の取組などを通じ、避難開始の基準づくりを進めます。</p> <p>ア 過去に実際に起きた災害の体験などから住民同士で話し合っ て避難開始の基準をつくります。</p> <p>災害の体験とは、</p> <p>(ア) 過去の洪水<u>や高潮</u>の浸水位、雨量、<u>潮位</u> (イ)～(エ) (略)</p> <p>イウ (略)</p> <p>(2)(3) (略)</p> <p>3 自主的な避難における避難所の開設（危機管理部、市民部、各総合支所）</p> <p>(略)</p> <p>・避難の際には、<u>感染症対策として、マスク、アルコール消毒液、体温計等を各自できる限り持参します。</u></p> <p>(略)</p>

No.	頁	行	旧	新
4	74	27	<p>第5節 避難計画の策定</p> <p>1 避難方法の検討（危機管理部、各総合支所）</p> <p>(1) 地域の危険性の周知</p> <p>市は、ハザードマップ等を作成し地域の危険性の周知に努め、地域住民は、それらを活用し地域の災害特性を把握します。</p> <p>また、近年全国各地で発生している水害・土砂災害はハザードマップで指摘された箇所が発生している事例が多く、ハザードマップを有効活用した避難行動の啓発等を強化します。</p> <p>今後、最新の被害想定が発表された場合はハザードマップを順次最新のものに更新し、改めて地域住民に周知を行います。</p> <p>《災害の特性》</p> <p>ア 洪水</p> <p>イ 土砂災害危険箇所</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第5節 避難計画の策定</p> <p>1 避難方法の検討（危機管理部、各総合支所）</p> <p>(1) 地域の危険性の周知</p> <p>市は、ハザードマップ等を作成し地域の危険性の周知に努め、地域住民は、それらを活用し地域の災害特性を把握します。</p> <p>また、近年全国各地で発生している水害・土砂災害はハザードマップで指摘された箇所が発生している事例が多く、ハザードマップを有効活用した避難行動の啓発等を強化します。</p> <p>今後、最新の被害想定が発表された場合はハザードマップを順次最新のものに更新し、改めて地域住民に周知を行います。</p> <p>《災害の特性》</p> <p>ア 洪水</p> <p>イ 土砂災害危険箇所</p> <p><u>ウ 高潮</u></p> <p>(2) (略)</p>
5	77	10	<p>第6節 避難体制の整備</p> <p>1 一時的な避難体制の整備（危機管理部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一時避難場所の指定</p> <p>緊急一時的な避難の場である一時避難場所については、法第49条の4の規定に適合する施設を選定・指定するものとし、併せて、同条に基づく指定緊急避難場所に指定します。</p> <p>なお、一時避難場所については、緊急一時的な避難場所であり、職員の配備及び食料等の備蓄は行わないものとします。</p> <p>ただし、土砂災害避難施設、土砂災害避難協力施設については、職員のみでの配備を行うものとします。</p> <p>《一時避難場所の選定基準》</p> <p>アイ (略)</p> <p>ウ 災害の種類ごとに指定することとし、下記の基準を満た</p>	<p>第6節 避難体制の整備</p> <p>1 一時的な避難体制の整備（危機管理部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一時避難場所の指定</p> <p>緊急一時的な避難の場である一時避難場所については、法第49条の4の規定に適合する施設を選定・指定するものとし、併せて、同条に基づく指定緊急避難場所に指定します。</p> <p>なお、一時避難場所については、緊急一時的な避難場所であり、職員の配備及び食料等の備蓄は行わないものとします。</p> <p>ただし、土砂災害避難施設、土砂災害避難協力施設については、職員のみでの配備を行うものとします。</p> <p>《一時避難場所の選定基準》</p> <p>アイ (略)</p> <p>ウ 災害の種類ごとに指定することとし、下記の基準を満た</p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>すもの。                      (ア)(イ) (略)  <u>(新設)</u></p> <p>(3)(4) (略)</p> <p>(5) 避難誘導體制の整備                      ア (略)                      イ 避難に当たっては、避難行動要支援者の安全を優先して確保するため、消防団、自主防災組織を中心に自治会、福祉関係機関等と連携を図り、地域の特性を考慮します。また、避難行動要支援者のそれぞれの特性にも配慮し、避難行動要支援者と一緒に避難する避難誘導體制を整備します。</p> <p>なお、<u>新型コロナウイルス感染症等を恐れて、避難を躊躇することがないよう、適切に避難誘導を行います。</u></p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>ク 市は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者の避難が円滑に行えるよう、三重県津保健所との連携に努めます。</u></p> <p>2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、</p>	<p>すもの。                      (ア)(イ) (略)                      (ウ) 「高潮」の場合</p> <p>a 「高潮ハザードマップ」の浸水想定区域外にあり、<u>雨風が凌げる建物を基本に指定します。ただし、浸水想定区域内の建物であっても、高潮ハザードマップにより想定される浸水深以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路がある建物は指定します。</u></p> <p>b 「高潮ハザードマップ」の浸水想定区域外にあるが、<u>地形上の原因により高潮が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場所にある建物については指定しません。</u></p> <p>(3)(4) (略)</p> <p>(5) 避難誘導體制の整備                      ア (略)                      イ 避難に当たっては、避難行動要支援者の安全を優先して確保するため、消防団、自主防災組織を中心に自治会、福祉関係機関等と連携を図り、地域の特性を考慮します。また、避難行動要支援者のそれぞれの特性にも配慮し、避難行動要支援者と一緒に避難する避難誘導體制を整備します。</p> <p>なお、<u>感染症を恐れて、避難を躊躇することがないよう、適切に避難誘導を行います。</u></p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>ク 市は、<u>人命に関わる感染症のまん延等、必要に応じて感染症の自宅療養者の避難が円滑に行えるよう、三重県津保健所との連携に努めます。</u></p> <p>2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、</p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>各施設管理者)            市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「<u>避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）内閣府</u>」及び「<u>避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について（令和2年4月）内閣府等</u>」を踏まえ、以下のとおり取組を進めます。</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 避難所の運営方法についてあらかじめ定めておきます。            ア 避難所の管理運営に関すること。                (ア)～(オ) (略)                (カ) <u>新型コロナウイルス感染症をはじめとした、感染症拡大防止に配慮した運営体制</u>            イ (略)</p> <p>(4)(5) (略)</p> <p>(6) 避難所外避難者への対応            大規模災害発生時には、<u>避難所外にテントを張り生活する避難者や車中泊を行う避難者など、多様な避難形態が発生し、避難者の把握が困難となることが想定されます。</u>  <u>テント泊や車中泊を行うための避難スペースを確保することにより、避難所外避難者の把握を容易にするなど、救援物資等の提供や、健康管理方法に配慮します。</u></p>	<p>各施設管理者)            市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「<u>避難所運営ガイドライン（平成28年4月（令和4年4月改定）内閣府（防災担当）</u>」を踏まえ、以下のとおり取組を進めます。</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 避難所の運営方法についてあらかじめ定めておきます。            ア 避難所の管理運営に関すること。                (ア)～(オ) (略)                (カ) <u>感染症の拡大防止に配慮した運営体制</u>            イ (略)</p> <p>(4)(5) (略)</p> <p>(6) 避難所外避難者への対応            大規模災害発生時には、<u>災害の状況により指定避難所（敷地内のグラウンドや駐車場含む）以外に、自宅で避難する避難者（在宅避難者）や指定避難所以外の場所に自家用車等で避難する避難者（車中泊避難者）など多様な避難形態が発生し、これらの指定避難所以外に避難する避難者（以下「避難所外避難者」という。）の把握が困難となり、避難生活に必要な食料や資機材等の提供などが滞ることが想定されます。</u>  <u>このため、これらの避難所外避難者については、防災行政無線による放送や防災情報メールなどの情報伝達手段を通じて最寄りの指定避難所において避難所外避難者として名簿登録するよう促し、その上で登録した避難所において必要な物資等の提供を行います。ただし、歩行困難等の理由で指定避難所に受け取りに来ることができない在宅避難者には、自主防災会やボランティアなどの協力を得て名簿登録し、必要な支援を行います。</u>            また、車中泊避難者などの避難所外避難者へは、エコノミ</p>

No.	頁	行	旧	新																
			(7)(8) (略)	<p><u>一症候群などの発症予防の周知を図るなどして、健康管理方法にも配慮します。</u></p> <p>(7)(8) (略)</p>																
6	82	33	<p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部</p> <p>1 津市災害対策本部の設置（危機管理部）</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準</p> <p>ア 設置</p> <p>(ア) 津市に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、<u>洪水警報又は高潮警報のいずれかの警報が発表されたとき。</u></p> <p>(イ)(ウ) (略)</p> <p>イウ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>[風水害時の配備基準及び体制表] (別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配備体制</th> <th>配備人員</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(準備体制) 第1配備</td> <td>配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。</td> <td>各部・支部の配備計画による人員</td> <td> <p>1 津市に次の注意報のいずれかが発表された場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 大雨注意報</p> <p>(2) 洪水注意報</p> <p>(3) 高潮注意報</p> <p>2 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火災、爆発等の人為的な原因によ</p> </td> </tr> </tbody> </table>		配備体制	配備人員	配備基準	(準備体制) 第1配備	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	<p>1 津市に次の注意報のいずれかが発表された場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 大雨注意報</p> <p>(2) 洪水注意報</p> <p>(3) 高潮注意報</p> <p>2 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火災、爆発等の人為的な原因によ</p>	<p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部</p> <p>1 津市災害対策本部の設置（危機管理部）</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準</p> <p>ア 設置</p> <p>(ア) 津市に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、<u>洪水警報、高潮警報のいずれかの警報が発表されたとき又は、高潮警報に切り替わる可能性が高い旨が言及された高潮注意報が発表されたとき。</u></p> <p>(イ)(ウ) (略)</p> <p>イウ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>[風水害時の配備基準及び体制表] (別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配備体制</th> <th>配備人員</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(準備体制) 第1配備</td> <td>配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。</td> <td>各部・支部の配備計画による人員</td> <td> <p>1 津市に次の注意報のいずれかが発表された場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 大雨注意報</p> <p>(2) 洪水注意報</p> <p>(3) 高潮注意報</p> <p>2 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火災、爆発等の人為的な原因によ</p> </td> </tr> </tbody> </table>		配備体制	配備人員	配備基準	(準備体制) 第1配備	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	<p>1 津市に次の注意報のいずれかが発表された場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 大雨注意報</p> <p>(2) 洪水注意報</p> <p>(3) 高潮注意報</p> <p>2 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火災、爆発等の人為的な原因によ</p>
	配備体制	配備人員	配備基準																	
(準備体制) 第1配備	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	<p>1 津市に次の注意報のいずれかが発表された場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 大雨注意報</p> <p>(2) 洪水注意報</p> <p>(3) 高潮注意報</p> <p>2 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火災、爆発等の人為的な原因によ</p>																	
	配備体制	配備人員	配備基準																	
(準備体制) 第1配備	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	<p>1 津市に次の注意報のいずれかが発表された場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 大雨注意報</p> <p>(2) 洪水注意報</p> <p>(3) 高潮注意報</p> <p>2 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火災、爆発等の人為的な原因によ</p>																	

No.	頁	行	旧		新				
				る災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたととき。		る災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたととき。			
			<p>相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。</p> <p>特別警報が発表された場合は、既に配備している職員以外には自宅待機とし、各部・各支部からの連絡に備える体制とします。</p>	<p>各部長・各支部長</p> <p>各部・支部の配備計画による人員</p> <p>（特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する）</p>	<p>1 津市に次の警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>(1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 (4) 暴風警報 (5) 暴風雪警報 (6) <u>高潮警報</u></p> <p>2 津市に次の特別警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>(1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 高潮特別警報 (4) 波浪特別警報 (5) 暴風雪特別警報 (6) 大雪特別警報</p> <p>3 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたととき。</p>	<p>相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。</p> <p>特別警報が発表された場合は、既に配備している職員以外には自宅待機とし、各部・各支部からの連絡に備える体制とします。</p>	<p>各部長・各支部長</p> <p>各部・支部の配備計画による人員</p> <p>（特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する）</p>	<p>1 津市に次の警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>(1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 (4) 暴風警報 (5) 暴風雪警報 (6) <u>高潮警報又は、高潮警報に切り替わる可能性が高い旨が言及された高潮注意報</u></p> <p>2 津市に次の特別警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>(1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 高潮特別警報 (4) 波浪特別警報 (5) 暴風雪特別警報 (6) 大雪特別警報</p> <p>3 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたととき。</p>	
			<p>（警戒体制） 第2 配備</p>		<p>（警戒体制） 第2 配備</p>				
			<p>甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制とします。</p>	<p>全職員</p>	<p>市内広域にわたって暴風、豪雨、竜巻、地すべりその他の異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による大規模な災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたととき。</p>	<p>（非常体制） 第3 配備</p>	<p>甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制とします。</p>	<p>全職員</p>	<p>市内広域にわたって暴風、豪雨、竜巻、地すべりその他の異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による大規模な災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたととき。</p>
			[津市災害対策本部の組織] 表 (略) 4～6 (略)		[津市災害対策本部の組織] 表 (略) 4～6 (略)				



No.	頁	行	旧	新
			(新設)	<p>7 情報連絡員等の受入体制の整備</p> <p>市は、三重県及び自衛隊、警察等の防災関係機関と緊密に連携し、迅速かつ的確な災害対応を実施するため、防災関係機関から市へ派遣される情報連絡員（リエゾン）等の受入体制を整備します。</p>
7	93	31	<p>第4節 広域的な相互応援体制の整備</p> <p>3 県内相互応援隊の受入れ体制の整備（危機管理部、総務部、消防本部）</p> <p><u>「県内相互応援隊」による人命救助活動等の受入れ体制の整備を図ります。</u></p>	<p>第4節 広域的な相互応援体制の整備</p> <p>3 広域応援の受入れ体制の整備（危機管理部、総務部、健康福祉部、建設部、上下水道事業局、上下水道管理局、消防本部）</p> <p>(1) 人命救助活動に係る実動部隊の受入れ体制の整備</p> <p>自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊をはじめ、TEC-FORCE、DMATなどの実動部隊が、迅速かつ効果的に活動が行えるよう、平時から各関係機関と連携強化を図るとともに、津市災害時受援計画で定める進出拠点（候補地）や救助活動拠点（候補地）での対応方法を検証する等、各部隊の円滑な受入れに向けた体制の整備を図ります。</p> <p>(2) 県内相互応援受け入れ体制</p> <p>「三重県市町災害時応援協定」、「三重県水道災害広域応援協定」、「三重県内消防相互応援協定」に基づく各種応援業務が迅速かつ効果的に実施できるよう、平時からの連携強化に努め、県内市町等からの人的支援及び物的支援の受け入れ体制の整備を図ります。</p> <p>(3) その他の応援受け入れ体制</p> <p>各種相互応援協定等に基づく応援業務が迅速かつ効果的に実施できるよう、平時からの情報交換等に努め、受入れ体制の充実を図ります。</p>
8	99	14	<p>第5章 災害応急対策・復旧への備え</p> <p>第3節 緊急輸送活動対策</p> <p>1 輸送拠点の確保</p>	<p>第5章 災害応急対策・復旧への備え</p> <p>第3節 緊急輸送活動対策</p> <p>1 緊急輸送体制の整備</p>

No.	頁	行	旧	新																																	
			(新設)	<p>河川洪水等の大規模な水害発生時には、道路の浸水、土砂災害等による道路閉塞等の発生や、一般車両通行による渋滞発生により緊急支援に関する車両の目的地到着に支障をきたすことが想定されます。このため、自衛隊や緊急消防援助隊、DMAT、物資輸送等の外部からの応援活動が迅速に救助活動拠点及び物資拠点等の目的地に到達できるよう、国、県等の関係機関と連携して、あらかじめ定めた緊急輸送ルートが有効に機能するよう体制の整備に努めます。</p> <p>(1) 救助活動拠点（危機管理部）</p> <p>救助機関が救助、救急、消火活動を行う際に、車両や資機材の留め置き場、宿营地等に利用する活動拠点として、三重県広域受援計画において、次のとおり救助活動拠点を定めています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="3">利用機関</th> </tr> <tr> <th>自衛隊</th> <th>消防</th> <th>警察</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津市産業・スポーツセンター内 メッセウイング みえ</td> <td>津市北河路町 19-1</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>安濃中央総合公園（芝生広場、フットサルコート、野球場）</td> <td>津市安濃町田端 上野 818 他</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中勢グリーンパーク</td> <td>津市あのみつ台五丁目 757-1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>町民の森公園</td> <td>津市河芸町浜田 740-1</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北部運動広場</td> <td>津市栗真中山町</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	利用機関			自衛隊	消防	警察	津市産業・スポーツセンター内 メッセウイング みえ	津市北河路町 19-1		○	○	安濃中央総合公園（芝生広場、フットサルコート、野球場）	津市安濃町田端 上野 818 他		○	○	中勢グリーンパーク	津市あのみつ台五丁目 757-1	○	○	○	町民の森公園	津市河芸町浜田 740-1	○			北部運動広場	津市栗真中山町		○	
施設名	所在地	利用機関																																			
		自衛隊	消防		警察																																
津市産業・スポーツセンター内 メッセウイング みえ	津市北河路町 19-1		○	○																																	
安濃中央総合公園（芝生広場、フットサルコート、野球場）	津市安濃町田端 上野 818 他		○	○																																	
中勢グリーンパーク	津市あのみつ台五丁目 757-1	○	○	○																																	
町民の森公園	津市河芸町浜田 740-1	○																																			
北部運動広場	津市栗真中山町		○																																		
			(新設)																																		
			表追加																																		

No.	頁	行	旧	新																				
				<table border="1"> <tr> <td></td> <td><u>601-3</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>白山総合文化センター</td> <td>津市白山町二本木 1139-2</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>津市モーターボート競走場</td> <td>津市藤方 637</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>道の駅美杉</td> <td>津市美杉町上多気 267</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		<u>601-3</u>				白山総合文化センター	津市白山町二本木 1139-2			○	津市モーターボート競走場	津市藤方 637			○	道の駅美杉	津市美杉町上多気 267			○
	<u>601-3</u>																							
白山総合文化センター	津市白山町二本木 1139-2			○																				
津市モーターボート競走場	津市藤方 637			○																				
道の駅美杉	津市美杉町上多気 267			○																				
			<p>(1) <u>広域輸送拠点</u> (危機管理部)                      他地域からの緊急物資等の受入れ、一時保管及び各避難所等のニーズに応じた物資の配送等のために、<u>広域輸送拠点の確保は重要であることから、次のとおり拠点を定めます。</u>                      ア～ウ (略)</p> <p>(2) <u>海上輸送の拠点</u> (都市計画部、農林水産部)                      (略)</p> <p>(3) <u>航空輸送の拠点</u> (都市計画部)                      (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 交通機能の確保 (各施設管理者)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>災害発生時において、被害の状況、緊急輸送需要等を総合的に評価し、適切な交通規制を速やかに実施し、緊急交通路の確保を図る体制の整備を進めます。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) <u>緊急物資輸送拠点</u> (危機管理部)                      他地域からの緊急物資等の受入れ、一時保管及び各避難所等のニーズに応じた物資の配送等のために、<u>緊急物資輸送拠点の確保は重要であることから、次のとおり拠点を定めます。</u>                      ア～ウ (略)</p> <p>(3) <u>海上輸送の拠点</u> (都市計画部、農林水産部)                      (略)</p> <p>(4) <u>航空輸送の拠点</u> (都市計画部)                      (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 交通機能の確保 (各施設管理者)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>災害発生時の救助活動や緊急物資の輸送等を実施するための緊急交通路を確保するため、被害状況を踏まえた迂回ルートを選定や必要な交通規制等の実施について、あらかじめ関係機関が協議する場を設け、平時から大規模災害時の交通機能の確保に向けた取組みを行います。</u></p> <p>(3) (略)</p>																				

No.	頁	行	旧	新
9	111	34	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害時応急活動</p> <p>第3節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備（各部、各総合支所）  災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。  また、大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家やインターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。  (1)～(3) (略)  <u>(新設)</u></p> <p>(4) (略)  〔情報収集の流れ〕 (略)  (参考)主要交通機関の災害速報 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害時応急活動</p> <p>第3節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備（各部、各総合支所）  災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。  また、大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家やインターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。  (1)～(3) (略)  <u>(4) 三重県緊急派遣チームとの連携</u>  <u>三重県から、市の被害状況や支援要請などの情報収集や総括的支援を行う緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて、情報の収集及び報告事務等を連携して行います。</u>  (5) (略)  〔情報収集の流れ〕 (略)  (参考)主要交通機関の災害速報 (略)</p>
10	119	17	<p>第5節 応援要請</p> <p>1 (略)</p> <p>2 受入れ体制の確保（危機管理部、<u>総務部、消防本部、商工観光部、市民部</u>）  (1) <u>連絡体制の確保</u>  市は、<u>連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町、その他関係機関等との情報交換を緊密に行います。</u></p>	<p>第5節 応援要請</p> <p>1 (略)</p> <p>2 受入れ体制の確保（危機管理部、<u>各部</u>）  (1) <u>受援体制の確保</u>  市は、<u>危機管理総務部内に災害対策本部受援担当を配置し、要請先である県、他市町、その他関係機関等との連絡調整及び情報共有を緊密に行うとともに、庁内調整、全体の受援状況の取りまとめ等を行います。</u>  <u>また、津市災害時受援計画に基づき、所管部局内に受援担当を配置し、支援機関等との連絡調整や業務の調整、その他</u></p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>(2) 受援計画による<u>体制</u>の確保            市は、<u>物資等の応援を速やかに受入れるための施設を確保します。</u>  <u>また、応援部隊が到着後に迅速かつ円滑に活動ができるよう、津市災害時受援計画に基づき、あらかじめ部隊の受入施設や必要となる資機材・物資等の受入体制の確保に努めます。</u>            なお、被災地側での交通手段・宿泊・食事等の手配に難を生じる場合は、派遣側で準備を行うことを<u>明確に伝えます。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>必要な準備等を行います。</u>            (2) 受援計画による<u>受入施設</u>の確保            市は、<u>応援部隊の受入れを行う場合、到着後に迅速かつ円滑に活動ができるよう、津市災害時受援計画に定める受入施設(候補地)を速やかに確保します。</u>  <u>また、物資等の受入れを行う際には、津市災害時受援計画に定める物資拠点を確保します。</u>            なお、被災地側での交通手段・宿泊・食事等の手配に難を生じる場合は、派遣側で準備を行うことを<u>事前に伝え、必要な調整を行います。</u></p> <p><u>3 受入れ後の迅速な活動に向けた情報伝達の実施(危機管理部、建設部)</u>  <u>市は、大規模災害の被災地に全国から駆け付ける人命救助等を行う実動部隊が円滑かつ効果的に活動できるよう、通行を妨げる被害状況の把握に発災直後から努め、適切な迂回ルートを選定するとともに、関係機関と連携して必要な交通規制を実施するなどしてルートを確保し、その情報を当該実動部隊に迅速に伝達します。</u></p>
11	144	31	<p>第8節 避難対策活動</p> <p>11 避難所の開設(市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部)</p> <p>(1) 避難空間</p> <p>アイ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 避難所</p> <p>住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)等の被害を受け、あるいは受けるおそれのある周辺住民等を収容する避難空間として学校施設等の屋内施設を活用し、必要に応じてテント等の設置も検討します。</p>	<p>第8節 避難対策活動</p> <p>11 避難所の開設(市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部)</p> <p>(1) 避難空間</p> <p>アイ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 避難所</p> <p>住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)等の被害を受け、あるいは受けるおそれのある周辺住民等を収容する避難空間として学校施設等の屋内施設を活用し、必要に応じてテント等の設置も検討します。</p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>また、<u>指定避難所に指定されている市立の小・中学校においては、新型コロナウイルス等感染症対策として、密を避け一人当たりの面積を確保するため、施設管理者と調整の上、災害の規模等により、体育館の他、校舎棟の教室や多目的教室等を積極的に活用することとします。</u>さらに、体調不良者、妊産婦等の配慮が必要な方々については、専用のスペースを確保するよう努めます。</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症等に関する感染者等の対応については、国や県の示す方針に従い対応をします。</u></p> <p><u>なお、新型コロナウイルス等感染症対策として、密閉、密集、密接を避けることが困難な場合は、他の避難所へ移動する等の対応を検討します。</u></p>	<p>また、<u>指定避難所に指定されている市立の小・中学校においては、施設管理者と調整の上、気温や災害の規模等により、体育館の他、校舎棟の教室や多目的教室等を積極的に活用することとします。</u>さらに、体調不良者、妊産婦等の配慮が必要な方々については、専用のスペースを確保するよう努めます。</p> <p><u>なお、市民の健康、生命等に係る感染症が発生または発生が見込まれる場合は、国や県の示す方針に従い対応をします。</u></p>
			(ウ) (略)	(ウ) (略)
			(2)～(6) (略)	(2)～(6) (略)
			12 避難所の管理運営（危機管理部、市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者）	12 避難所の管理運営（危機管理部、市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者）
			(1) 避難所の運営	(1) 避難所の運営
			ア～ウ (略)	ア～ウ (略)
			<p><u>エ 避難所においては、新型コロナウイルス感染症に限らずインフルエンザ、ノロウイルスなど感染予防が重要となるため、入口でのスクリーニング、ゾーニングを実施し、体調不良者専用スペースの確保に努めます。</u></p>	<p>エ 避難所の運営は、次の事項に留意して行います。</p>
			オ 避難所の運営は、次の事項に留意して行います。	(ア)～(ウ) (略)
			(ア)～(ウ) (略)	<p>オ 避難所は、情報提供、食料、飲料水の配布を行うなど在宅避難者の支援の拠点とします。</p>
			<p>カ 避難所は、情報提供、食料、飲料水の配布を行うなど在宅避難者の支援の拠点とします。</p>	(2) 避難所における感染症対策
			(2) 避難所における感染防止対策	<p><u>避難所では、避難者自身が基本的な感染症対策を自己の判断に委ねることとしますが、感染症の集団発生を予防するための環境整備と避難者の健康管理を必要に応じて行います。</u></p>
			<p><u>避難所では、避難者自身が基本的な感染症対策を徹底するとともに、次の事項に留意し、感染症の集団発生を予防するための環境整備と避難者の健康管理を行います。</u></p>	

No.	頁	行	旧	新
			<p>ア 密閉空間、密集場所、密接場面の回避</p> <p>イ 人との距離の確保</p> <p>ウ 入口での体調確認、症状のスクリーニング、ゾーニングの実施</p> <p>エ アルコール消毒の設置、換気の実施、共用スペースの消毒等の衛生環境の整備</p> <p>オ 手洗い・手指消毒の励行</p> <p>カ マスクの着用や咳エチケットの徹底</p> <p>キ 手袋、フェイスシールドなどの個人用防護具の適切な使用及び取扱の徹底</p> <p>ク 避難者及び避難所運営委員の定期的な体調確認</p> <p>ケ 感染症の症状を有する人が発生した場合における、専用スペースへの誘導、定期的な検温、体調確認、症状のスクリーニング等の対応</p> <p>コ 体調不良者が利用したスペースの清掃・消毒</p> <p>(3) (略)</p>	<p>ア 感染症防止対策として有効なもの</p> <p>(ア) 感染症の流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けること</p> <p>(イ) 感染症の流行期においては、必要に応じて入口でのスクリーニング、ゾーニングの実施</p> <p>(ウ) アルコール消毒の設置、換気の実施、必要に応じて共用スペースの消毒等の衛生環境の整備</p> <p>(エ) 手洗い・手指消毒</p> <p>(オ) マスクの着用の推奨、咳エチケットの推奨</p> <p>※マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねますが、感染症の流行期など感染リスクが高い場合には、マスクの着用を求めます。</p> <p>(カ) 感染症の流行期においては、必要に応じて手袋、フェイスシールドなどの個人用防護具の使用</p> <p>(キ) 感染症の流行期においては、避難者及び避難所運営委員の定期的な体調確認</p> <p>イ 感染症対策として実施するもの</p> <p>(ア) 感染症の症状を有する人が発生した場合における、専用スペースへの誘導、定期的な検温、体調確認、症状のスクリーニング等の対応</p> <p>(イ) 体調不良者が利用したスペースの清掃・消毒</p> <p>(3) (略)</p>
12	153	32	<p>第11節 輸送及び交通応急対策</p> <p>1 災害輸送体制の確立(危機管理部、政策財務部、都市計画部、商工観光部、農林水産部)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第11節 輸送及び交通応急対策</p> <p>1 災害輸送体制の確立(危機管理部、政策財務部、都市計画部、商工観光部、農林水産部)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 緊急交通路の指定による輸送体制の確保</p> <p>河川洪水等の大規模な水害発生時には、道路の浸水、土砂災害等による道路閉塞等の発生等により緊急支援に関する</p>

No.	頁	行	旧	新
				<p><u>車両の目的地到着に支障をきたすことが想定されます。このため、県公安委員会等において、必要に応じて、緊急交通路の指定がされ、一般車両の通行を禁止又制限し、緊急通行車両や規制除外車両の通行を確保する措置が講じられます。</u></p> <p><u>市は、緊急通行車両等による応急活動が円滑に行われるよう、警察及び道路管理者等の関係機関と緊密に連携して情報共有を図る等、迅速かつ的確な輸送体制の確保に努めます。</u></p>